



平成 20 年 10 月 27 日

甲府市長 宮 島 雅 展 様

甲府市水道料金等審議会
会 長 濱 田 一 成



適正な水道料金及び下水道使用料について（答申）

平成 20 年 6 月 19 日付け甲水発第 329 号で当審議会に諮問のあつたこのことについて、当審議会の意見は、次のとおりです。



本市の上下水道事業は、住民生活や経済活動を支える社会基盤施設として整備され、普及の時代から維持管理・更新の時代を迎えている。この間、節水化の進行や少子高齢化など、事業環境の変化に直面し、さらに、国・地方の厳しい財政状況に伴い、地方の自立が求められるなか、地方公営企業としての経営の健全化・安定化は、持続可能な上下水道事業を実現するために欠かせない重要な課題となっている。

平成 19 年度には、両事業の更なる効率化やお客さまサービスの向上を図るため、組織を一体化して甲府市上下水道局を発足させるとともに、「甲府市上下水道事業経営計画 2008」を策定し、将来に向けて水を通じた潤いのある生活環境の提供を目指している。

当審議会においては、上下水道事業の概要、経営計画、財政収支見通し、料金等のしくみ、料金等の水準に関し、これまで慎重に調査、審議を行い、併せて平瀬浄水場と甲府市浄化センターを視察した。その上で、経営計画の事業内容を着実に推進していくことを前提とし、適正な料金等のあり方について議論を進めてきた。

適正な料金等については、事業経営に与える影響や全体としての負担の公平性などに十分留意するとともに、上下水道事業が住民生活に密接に結びついていること、少子高齢化の進行や生活関連諸物価の上昇などにより、生活用水へ配慮することを念頭において審議した結果、次のとおり意見が集約されたので、ここに答申する。

〔 基 本 的 事 項 〕

水道料金及び下水道使用料は、電気・ガス料金など他の公共料金同様に、能率的な運営の下における適正な原価に基づいて算定することが法令で定められており、健全な企業経営を確保するための原価を使用者に負担していただく必要がある。

また、原価総額は、使用者のグループごとに個別にかかる原価の配分を基本として応分の負担をしていただくこととなるが、上下水道事業は、生活に密着した保健衛生的な役割を本質的に担っているため、生活用水には特段の配慮をするとともに、全体としての公平感に留意した料金体系を設定する必要がある。

なお、改定率が急激に変化する場合には、その急激な変化を緩和する措置（激変緩和措置）を講ずるなどの配慮も必要である。

1 水 道 料 金

（1）料金算定期間について

平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 か年とする。

（2）料金総額について

「甲府市上下水道事業経営計画 2008」の事業内容、財政収支見通し等を総合的に勘案し、料金総額については、改定率 4.80 パーセントの引き下げとする。

なお、中道水道については、平成 23 年度に甲府水道との料金格差の 4 分の 3 が縮まる料金水準とする。

（3）料金体系について

ア 料金体系は、生活用水の低廉化や限りある水資源の観点から、口径別基本料金に水量区画別逦増型水量料金を加えた二部料金制を踏襲するものとする。

イ 大口使用者に対し、過度に負担を求めることは、地下水利用を促進し、地下水環境の保全にも影響を及ぼしかねないことから、少量使用者と大口使用者の料金単価の格差については、逡増度を概ね 2 倍以内に保つものとする。

ウ 共同住宅などでも使用されている口径20ミリメートルの基本料金が、全国的にみても高額であり、口径13ミリメートルとの基本料金の格差が県庁所在地で最大となっているため、口径20ミリメートルの基本料金を引き下げるものとする。

エ 中道水道の料金については、激変緩和措置を講ずるものとする。

(4) 料金改定時期について

平成 21 年 4 月 1 日から適用とする。

2 下水道使用料

(1) 使用料算定期間について

平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 か年とする。

(2) 使用料総額について

「甲府市上下水道事業経営計画 2008」の事業内容、財政収支見通し等を総合的に勘案し、使用料総額については、改定率 15.35 パーセントの引き上げとする。

なお、中道地区の使用料については、平成 23 年度に甲府地区との使用料格差の 4 分の 3 が縮まる使用料水準とする。

(3) 使用料体系について

ア 使用料体系は、生活用水の低廉化や限りある水資源の観点から、一律の基本料金に水量区画別累進型従量料金を加えた二部料金制を踏襲するものとする。

イ 基本料金については、使用料徴収事務などの経費のみを算入しているため、全国的にみても低額となっているので、引き上げるものとする。

ウ 甲府地区水道水使用と甲府地区湧水使用では、排出される汚水は同じ処理をすることから、同一使用料とする。

エ 甲府地区湧水使用の使用料については、甲府地区水道水使用の使用料との統一を図ることとし、激変緩和措置を講ずるものとする。

オ 中道地区の使用料については、激変緩和措置を講ずるものとする。

(4) 使用料改定時期について

平成 21 年 4 月 1 日から適用とする。

1 水道料金

(1) 改定概要

〈平成 21 年度から平成 23 年度までの総額、消費税抜き〉

(単位：千円)

全 体	
改定料金	14,144,238
現行料金	14,857,808
差 額	▲ 713,570
改定率	▲ 4.80%

甲 府 水 道	
改定料金	13,766,393
現行料金	14,608,761
差 額	▲ 842,368
改定率	▲ 5.77%

中 道 水 道	
改定料金	377,845
現行料金	249,047
差 額	128,798
改定率	51.72%

(2) 料金単価 (1ヶ月につき・消費税抜き)

甲府水道

	口径 (mm)	現行単価 (円)	改定単価 (円)
基 本 料 金	水量 (m ³)		
	13	545	500
	20	1,515	900
	25	2,720	2,720
	40	6,860	6,860
	50	10,340	10,340
	75	23,940	23,940
	100	38,100	38,100
	150	57,670	57,670
水 量 料 金	200	81,600	81,600
	1~10	68	59
	11~20	162	158
	21~60	174	174
61~	217	217	

中道水道

	口径 (mm)	現行単価 (円)	改定単価 (円)
基 本 料 金	水量 (m ³)		
	13	930	608
	20	1,560	1,065
	25	1,872	2,508
	40	3,144	5,931
	50	4,320	8,835
水 量 料 金	75	5,856	19,419
	1~10	—	44
	11~20	72	136
	21~40		149
	41~60	84	197
61~70			
71~100	108		
101~	144		

(3) 中道水道激変緩和措置料金単価 (1ヶ月につき・消費税抜き)

<基本料金単価表>

(単位：円)

口径 (mm)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	改定単価	改定単価	改定単価
13	823	715	608
20	1,395	1,230	1,065
25	2,084	2,296	2,508
40	4,073	5,002	5,931
50	5,825	7,330	8,835
75	10,377	14,898	19,419

<水量料金単価表>

(単位：円)

水量区分 (m ³)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	改定単価	改定単価	改定単価
1~10	15	29	44
11~20	93	115	136
21~60	100	125	149
61~	157	177	197

2 下水道使用料

(1) 改定概要

〈平成 21 年度から平成 23 年度までの総額、消費税抜き〉

(単位：千円)

全 体	
改定使用料	10,150,027
現行使用料	8,799,681
差 額	1,350,346
改 定 率	15.35%

甲府地区水道水使用	
改定使用料	8,666,548
現行使用料	8,032,473
差 額	634,075
改 定 率	7.89%

甲府地区湧水使用	
改定使用料	1,162,049
現行使用料	574,585
差 額	587,464
改 定 率	102.24%

中 道 地 区	
改定使用料	321,430
現行使用料	192,623
差 額	128,807
改 定 率	66.87%

(2) 使用料単価 (1 ヶ月につき・消費税抜き)

甲府地区

水 量 (m ³)	現行単価 (円)	改定単価 (円)
基本料金	255	460
従 量 料 金	1～10	80
	11～20	105
	21～30	
	31～50	
	51～60	180
	61～100	
	101～500	205
	501～	
	公衆浴場	225

中道地区

水 量 (m ³)	現行単価 (円)	改定単価 (円)
基本料金	750	533
従 量 料 金	1～10	—
	11～20	80
	21～30	
	31～40	
	41～60	90
	61～70	
	71～100	110
	101～500	
	501～	120
	公衆浴場	

(3) 甲府地区湧水使用激変緩和措置使用料単価

(1ヶ月につき・消費税抜き)

<基本料金単価表>

(単位：円)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
改定単価	改定単価	改定単価
323	392	460

<従量料金単価表>

(単位：円)

水量区分 (m ³)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	改定単価	改定単価	改定単価
0～10	77	73	70
11～20	88	97	105
21～30	93	107	120
31～60	117	153	190
61～500	143	187	230
501～	162	203	245

(4) 中道地区激変緩和措置使用料単価

(1ヶ月につき・消費税抜き)

<基本料金単価表>

(単位：円)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
改定単価	改定単価	改定単価
678	605	533

<従量料金単価表>

(単位：円)

水量区分 (m ³)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	改定単価	改定単価	改定単価
1～10	18	35	53
11～20	86	93	99
21～30	90	100	110
31～60	111	138	164
61～500	138	169	199
501～	151	183	214

〔 要 望 事 項 〕

- 1 財務体質の改善・強化、収入確保及び経費の縮減、定数管理の適正化など、経営基盤強化施策に積極的に取り組むとともに、更なる経営の効率化に努められたい。
- 2 上下水道事業は、維持・更新の段階に入ってきたことから、今後は、企業債残高の縮減に努めるとともに、内部留保資金を確保し、企業債への依存度を改善するよう努められたい。
- 3 上下水道事業は、独立採算が原則であり、事業継続させるためには、適正な原価に基づく料金等の水準が必要となることから、中道地区については、平成 24 年度に甲府地区と同一の水道料金及び下水道使用料とされたい。
- 4 水道料金と下水道使用料の改定は、住民生活や企業活動に影響を与えることから、料金等のしくみや経営状況について、さまざまな手段を通じて、分かりやすい広報活動に積極的に努められたい。
- 5 中道地区使用者については、合併協議の経緯を考慮し、段階的な改定としたので、その趣旨や激変緩和措置等を分かりやすく説明し、理解を得られるよう、その周知に配慮されたい。
- 6 下水道使用料における、甲府地区湧水使用者については、激変緩和措置等を分かりやすく説明し、理解を得られるよう、その周知に配慮されたい。
- 7 下水道は、接続の義務があることから、供用開始区域において未だ接続していない世帯に対しては、積極的に啓発活動を行い、未接続家屋の解消に努められたい。

甲府市水道料金等審議会委員名簿

会 長	濱 田	一 成
副 会 長	小 林	清
委 員	平 山	公 明
委 員	風 間	ふたば
委 員	田 中	茂 樹
委 員	尾 崎	愛 太 郎
委 員	小 林	宏
委 員	佐 野	哲 夫
委 員	萩 原	寛
委 員	堤	多 美 子
委 員	牛 奥	久 代
委 員	横 山	みどり
委 員	渡 辺	恭 史
委 員	神 宮 寺	聡
委 員	長 田	保 雄
委 員	秋 山	洋 子
委 員	斉 藤	隆 夫
委 員	神 宮 寺	求 子
委 員	前 島	岩 根
委 員	矢 崎	温 子

甲府市水道料金等審議会審議経緯

	開催年月日	審議内容等
第1回審議会	平成20年6月19日	委員委嘱、正・副会長選出、諮問 ○上下水道事業の概要説明
第2回審議会	平成20年7月9日	○今後の上下水道事業について ○上下水道事業の経営状況について
第3回審議会	平成20年7月25日	○施設視察 平瀬浄水場 甲府市浄化センター
第4回審議会	平成20年8月6日	○上下水道事業の経営状況について（その2） ○料金等のしくみについて ○料金等の水準について
第5回審議会	平成20年8月27日	○長期財政収支見通しの見直し ○料金等の見直しの論点整理について
第6回審議会	平成20年9月17日	○料金等の見直しの論点整理について（その2）
第7回審議会	平成20年10月1日	○下水道使用料・水道料金の試算について
第8回審議会	平成20年10月15日	○答申（案）について
	平成20年10月27日	答申